明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三五）　二
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件（国家公安委四一）　三
○コロンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコロンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二九六）　三
○モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九七）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産一七八九～一七九五）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一七九六）　四
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通一一九六）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同一一九七）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一三）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一七）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委二三）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一六四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委九七）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二三四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委一〇一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委二三）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一三八）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
内閣　七
〔皇室事項〕　七
〔公　告〕　七
諸事項　七
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　七

省　令

○厚生労働省令第百三十五号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第十一項並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第五項並びに第百十五条の三十五第一項及び第三項の規定に基づき、老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第一条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（大都市の特例） **第二十三条**　令第十三条第一項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項及び第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第九号中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。 （中核市の特例） **第二十四条**　令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第九号中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の長」と読み替えるものとする。 **別表**（第二十一条の二関係） 一～五　（略） 六　入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況 七　身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況 八　安全管理及び衛生管理のための取組の状況 九　（略）	（大都市の特例） **第二十三条**　令第十三条第一項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項及び第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。 （中核市の特例） **第二十四条**　令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の長」と読み替えるものとする。 **別表**（第二十一条の二関係） 一～五　（略） （新設） （新設） 六　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の算定方法） **第百二十六条の五**　法第七十条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した定員は、指定居宅サービスに該当する混合型特定施設入居者生活介護（同項に規定する混合型特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が行われる特定施設の入居定員に、当該特定施設における要介護者の入居実態を踏まえ、地域の実情に応じて都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。 **別表第二**（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係） 第一　介護サービスの内容に関する事項 一　（略） 二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置 イ　共通事項 (1)・(2)　（略） (3)　利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況 (4)　身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況 ロ・ハ　（略） ニ　訪問看護、複合型サービス及び介護予防訪問看護（(3)及び(4)については複合型サービスに限る。） （削る） (1)～(11)　（略） ホ　（略） ヘ　通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（(8)については指定療養通所介護に限る。） （削る） (1)～(8)　（略）	（混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の算定方法） **第百二十六条の五**　法第七十条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した定員は、指定居宅サービスに該当する混合型特定施設入居者生活介護（同項に規定する混合型特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が行われる特定施設の入居定員に、百分の七十を超えない範囲内で都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。 **別表第二**（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係） 第一　介護サービスの内容に関する事項 一　（略） 二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置 イ　共通事項 (1)・(2)　（略） （新設） ロ・ハ　（略） ニ　訪問看護、複合型サービス及び介護予防訪問看護（(1)、(4)及び(5)については複合型サービスに限る。） (1)　身体的拘束等の排除のための取組の状況 (2)～(12)　（略） ホ　（略） ヘ　通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（(9)については指定療養通所介護に限る。） (1)　身体的拘束等（指定居宅サービス等基準第二十三条第三号に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。）の排除のための取組の状況 (2)～(9)　（略）

ト　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション (1)　ヘ(2)から(5)まで及び(7)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) チ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 (1)　ヘ(1)、(2)及び(4)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) リ　(略) ヌ　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 (1)　ヘ(2)に掲げる事項 (2)　(略) ル　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 (1)　ヘ(2)に掲げる事項 (2)　(略) ヲ　(略) ワ　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護 (1)　ヘ(1)に掲げる事項 (2)～(5)　(略) カ　短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）(8)については介護保健施設サービスに限る。） (1)　ヘ(1)に掲げる事項 (2)～(9)　(略) ヨ・タ　(略) 三～五　(略) 第二・第三　(略)	ト　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション (1)　ヘ(1)、(3)から(6)まで及び(8)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) チ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 (1)　ヘ(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) リ　(略) ヌ　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 (1)　ヘ(1)及び(3)に掲げる事項 (2)　(略) ル　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 (1)　ヘ(1)及び(3)に掲げる事項 (2)　(略) ヲ　(略) ワ　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護 (1)　ヘ(1)及び(2)に掲げる事項 (2)～(5)　(略) カ　短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）(8)については介護保健施設サービスに限る。） (1)　ヘ(1)及び(2)に掲げる事項 (2)～(9)　(略) ヨ・タ　(略) 三～五　(略) 第二・第三　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。